

■まちの話題

「平和のつどい」今年も開催!

今回で21回目となる「平和のつどい」は、前回の「昭和20年代」から「昭和30年代」へとテーマを変え、戦後からの福生の移り変わりを、当時の青年団活動や文化、社会教育活動やスポーツなどを通して講演者から語られました。



後半では講演者と企画委員で座談会が行なわれ、来場者からも活発な発言があり会場を盛り上げました。

また、今回は市役所1階でも「平和のパネル展」が行なわれ、多くの方に平和について関心を持ってもらえるような展示がされました。

問合せ 総務課法制総務係 ☎551・1576

年金だより

■万が一のとき、国民年金にはさまざまな給付があります

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故などにより亡くなってしまった場合、生計を維持されていた子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されますが、他にも国民年金から次のような給付があります。

■寡婦(かふ)年金

保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて、25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

■死亡一時金

保険料納付済期間の合計が36か月以上ある人が死亡した場合、遺族に支給されます。

※保険料納付済期間には、一部免除を受けていた期間も含まれます。半額免除を受けていた期間は半額免除期間の月数の2分の1が算入されることになり、同様

に4分の1免除を受けていた期間は4分の3が、4分の3免除を受けていた期間は4分の1が納付済期間に算入されます。

寡婦年金・死亡一時金とも、被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限り、なお、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は、いずれも併給することはできません。

■年金受給者の方が住所を変更されたときは手続きが必要

年金を受給している人が住所を変更されたときには、転居先の住所を管轄する社会保険事務所へ「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出してください。

なお、この届出が遅れますと、各種通知書が、お手元に届かないこともあり、忘れずに提出をお願いします。

「年金受給権者住所・支払機関変更届」は、各市役所の国民年金担当窓口または社会保険事務所に設置してあります。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

また、梅社会保険事務所 ☎042・8・30・3413

■公的個人認証サービスの一時停止について

公的個人認証サービスの都知事の電子的な公印の更新作業に伴い、次のサービスが一時停止となります。

- 公的個人認証(電子証明書の発行・失効サービス)の停止
● 電子証明書オンライン失効及び有効性確認(パソコン等からサービスの利用ができません)
● 官職証明書検証サービスの利用制限(平成20年9月24日(水)以降に発行される電子証明書を所持する利用者は、当該サービスが利用できません)
● 日程 9月22日(月)
● 日程 9月19日(金)~22日(月)

この防止を図るために行なわれるものです。本人確認が必要となった行為

これは市民の皆さんの個人情報保護し、なりすましの防止を図るために行なわれるものです。

「なりすまし、虚偽申請の防止にご協力ください」

戸籍法と住民基本台帳法の一部が改正され、平成20年5月1日から戸籍謄抄本や住民票の写し等をとれる場合が限定されました。

また、請求者等の本人確認ができないと、証明書等がとれない場合があります。必ず本人確認書類を持

問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

「本人確認の方法」

① 運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カードなど公的機関発行の写真付身分証明書の提示

② 国・地方公共団体の機関による請求

③ (①・②)以外のもの

④ 自己または自己の配偶者、直系の親族による請求

⑤ 住民票の写し等関係

⑥ 自己または自己と同一世帯に属する者による請求

⑦ 国・地方公共団体の機関による請求

⑧ (①・②)以外のもの

⑨ 本人確認の方法

問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

「市民契約保養施設のご案内」

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合は、宿泊費の一部を市が助成します。

利用方法

① 左表の予約申込み先(旅行者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行者にお問い合わせてください。

※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行者、または総合窓口課にお問い合わせください。

※利用申請の際、本人確認

② 総合窓口課(市役所1階)

③ 総合窓口課(市役所1階)

④ 総合窓口課(市役所1階)

問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

「ご存じですか市民標準葬祭」

市民標準葬祭

市民の皆さんの経済的な負担を軽減し、安心して葬儀が行なえるよう、市内に営業所を持つ13の葬儀業社(左表参照)と協定を結んでいます。

利用方法

利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚までです。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。

※利用申請の際、本人確認

⑤ 総合窓口課(市役所1階)

⑥ 総合窓口課(市役所1階)

⑦ 総合窓口課(市役所1階)

【市民契約保養施設助成金等一覧】

Table with 3 columns: 宿泊施設 (宿舎・ホテル, 民宿, 保養所, かんぼの宿, 河津温泉旅館組合指定施設・津南町観光協会指定施設), 助成金 (大人3,000円/小人2,000円), 予約申込み先 (市内の指定旅行者, 旅行業者, 予約申込み先)

Table with 4 columns: 事業所名・電話・住所, 住 所, 電話 番 号 (例: 熊川1075番地1 ビューハイム富士503 551・2071)